

上天草・宇城水道企業団企業会計システム構築業務実施要項

1 目的

この実施要項は、上天草・宇城水道企業団企業会計システム構築業務（以下「本業務」という。）に係る公募型プロポーザル方式において、参加事業者に提案を募り、その提案の中で信頼性が高く、操作性の良い、上天草・宇城水道企業団（以下「企業団」という。）に最も適した事業者を選定するための手続きについての必要な事項を定めたものである。

2 業務概要

(1) 業務名

上天草・宇城水道企業団企業会計システム構築業務

(2) 業務内容

概要は「上天草・宇城水道企業団企業会計システム構築業務委託仕様書」のとおりであるが、企業会計の対象としては水道事業とする。

(3) 履行期間

ア 構築業務

契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで

※仮稼働を令和2年12月1日、本稼働を令和3年4月1日と予定しているが、詳細なスケジュールについては協議の上決定する。

イ 運用業務

本稼働日から60ヶ月間

(4) 提案上限

10,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

※この金額は構築業務（導入経費）のみを対象とするものであり、次年度からの運用業務（保守費用）については、現時点で予算化されていないため、参考値とする。但し、導入経費及び保守経費どちらも評価の対象となるため、留意すること。また、この金額は、本業務を遂行するうえでの概算経費を示すものであり、予定価格や契約金額とするものではないため留意すること。さらに、提案上限額を超える提案については、これを認めないため、同様に留意すること。

3 提案参加資格

- (1) 申請日現在、上天草・宇城水道企業団競争入札参加資格申請書台帳に登載されている業者であること。ただし、参加申出書提出期限内（令和2年6月23日（火））までに競争入札参加資格申請書を受理された者も可とする。
- (2) 九州内に本・支店あるいは営業所（商業登録済）を有する業者であること。
- (3) 上天草・宇城水道企業団工事指名競争入札参加資格指名停止処分要綱（平成10年上天草・宇城水道企業団要綱第2号）の規定による指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民

事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がない者。

（7）平成26年度以降に地方公共団体において、本業務と同様の業務を行った実績を有すること。

（8）参加形態は単体企業であること。

4 参加に係る提出書類等

（1）提出書類

ア 提出物「A・B・F」

令和2年6月5日（金）から同年6月23日（火）までの間

イ 提出物「C・D・E」

令和2年6月5日（金）から同年7月10日（金）までの間

※全日受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。（但し、企業団閉庁日を除く。）

（2）提出場所

上天草・宇城水道企業団総務係（熊本県宇土市浦田町97番地）

（3）提出方法

上記（2）提出場所へ持参での提出とする。

（4）提出物

記号	書類名	書式名	部数	備考
A	参加申出書	様式第1号	1	—
B	会社概要書	別記1	1	—
C	経費総括表（見積書）	別記2	1	—
D	システム機能要件書	別記3	10	（正本1部・副本9部） （電子データを記録したCD-Rを別途1枚提出）
E	企画提案書	様式第5号	10	（正本1部・副本9部） （電子データを記録したCD-Rを別途1枚提出）
F	商業・法人登記簿謄本	—	1	法務局発行から3ヶ月以内のもの

5 提出における留意事項

（1）経費総括表（見積書）

ア 別記2「経費総括表（見積書）」を使用し作成すること。

イ 税抜額に、消費税及び地方消費税を記載し合計額を明記すること。

ウ 見積額がそのまま契約額になるとは限らない。

エ 運営経費（導入後、本稼働日以降に発生する費用で通信回線料、使用料、保守料等をいう。以下同じ。）に関する算定期間については、令和3年度から令和7年までの60ヶ月とする。

オ 経費総括表の項目以外に必要と判断される費用については、その他の費用として漏れなくすべて記載すること。

カ 別添「仕様書」を参照すること。

キ 経費総括表に加え、見積書（様式指定なし）を提出すること。従って、同表及び別途提出の見積書の金額は合致するものとする。なお、見積書にあっても経費総括表と同様に税込みで記載すること。

(2) システム機能要件書

ア 別記3「システム機能要件書」を使用し作成すること。

イ 各機能要件に対する判定を行うこと。なお、判定の方法については以下の「判定記載方法」を参照すること。

「判定記載方法」

- ・標準パッケージ対応 → ◎
- ・カスタマイズ対応（無償） → ○
- ・カスタマイズ対応（有償） → △（カスタマイズ金額を記載）
- ・対応不可 → ×

(3) 企画提案書

ア 様式第5号を表紙とし、提出すること。

イ サイズはA4版を縦に使用し、左横書きとする。また、左側2箇所を綴じること。

ウ 印刷は両面印刷とし、様式第5号の表紙及び目次を除く100ページ以下とする。

エ 提案者の特定につながる文言及びマーク等は記載しないこと。

オ 提案内容は、その考え方等について、文章・表及び図等を用いて簡潔かつ明瞭に記述すること。また、専門用語について注釈をつける等分かりやすいものとなるよう工夫すること。

カ 仕様書について、どのように実現・提供していくか、その手法・方策等の提案に関する記載を具体的に記述すること。

キ 提出後の差し替え等は、原則これを認めない。

ク 提案書については、仕様書及びシステム機能要件書等を理解した上で作成すること。

ケ 提案書に記述する事項は、以下に沿うものとし、項目名及び項目番号を付すること。

提案書の項目
1 基本的事項 (1) 会社概要 (2) 企業会計システム構築に対する基本的な考え方 (3) システムの稼働実績と提案者の導入実績
2 提案システムの概要 (1) システムの概要 (2) システムの特徴や主な機能 (3) クラウドサービスの概要 (4) クラウドサービスの特徴
3 システム構築 (1) システム構築の体制 (2) システム構築の手法 (3) システム構築のスケジュール (4) プロジェクトの管理

<ul style="list-style-type: none"> (5) データ移行の手法 (6) 他団体（銀行）とのデータ関連システム構築及び手法 (7) 職員操作研修
<p>4 本稼働後の運用保守</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) サポートに対する考え方 (2) サポート体制及びサポート内容 (3) 障害発生時の対応 (4) 法制度改正やバージョンアップに対する考え方 (5) 職員の要望事項に対する考え方
<p>5 セキュリティ対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) システムのセキュリティ対策について (2) データセンターのセキュリティについて
<p>6 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 追加提案等

6 質疑回答

- (1) 別記4「質疑・回答書」を使用し質疑を行うこと。
- (2) 提出は、11事務局宛に電子メールにて行うものとする。
- (3) 提出期間は令和2年6月5日（金）午前9時から同年6月23日（火）午後5時までとする。
- (4) 質疑に対する回答は令和2年6月29日（月）午後5時までに全参加表明事業者に対し、随時電子メールにて回答を行う。
- (5) 指定様式以外による質疑、または提出期間外の質疑に対しては一切応じない。
- (6) 審査に支障をきたす恐れのある質疑については、一切応じない。
- (7) 質疑に対する回答は、本要項及び仕様書の追加又は修正とみなす。

7 失格条件等

- (1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に間に合わなかった場合。
- (2) 提出書類に記載すべき事項の全部、または一部が記載されておらず、適正な評価及び審査に支障をきたす場合。
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- (4) 本要項等に定められた以外の手法等により、企業団職員に評価項目等内部情報の提供の援助を求めた場合。

8 委託業者の選定方法

(1) 選定方法

選定に関しては、「上天草・宇城水道企業団企業会計システム構築業務評価委員会」において、「経費総括表（見積書）」、「システム機能要件書」、「企画提案書」及びプレゼンテーション内容等を総合的に評価し、本業務を最も的確に遂行できると判断された事業者1者を選定するプロポーザル方式とする。

なお、参加申出者が3者を超える場合は1次審査を行い、評価点の高い上位3者を選定し、1次審査通過者とする。参加申出者が3者以内の場合は、1次審査は実施せず、すべての参加申出者を

1

次審査通過者とする。この場合の審査方法にあつては、すべての企画提案をもって2次審査を行うものとする。

ア 1次審査

提出された「経費総括表（見積書）」及び「システム機能要件書」の内容について評価を行い、評価点の高い上位3者を選定する。（審査結果は、参加したすべての事業者へ通知する。但し、2次審査の案内は選定された事業者にのみ送付する。）

イ 2次審査

1次審査、「企画提案書」及びプレゼンテーションの内容等を総合的に評価し、評価点が最上位の事業者を優先交渉権者として選定する。（審査結果は、2次審査に参加したすべての事業者へ通知する。）

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの内容は、企画提案書に基づくものとし、資料の追加配布は認めない。プレゼンテーションにおいては、企画提案書でイメージをつかむことが困難な点やアピールしたい点について説明を行うこと。

イ プレゼンテーションは3人以内で行い、提案事業者からの説明30分、質疑応答10分の合計40分以内とする。

ウ プレゼンテーションは、本業務に携わる担当者が行うこととする。但し、必要に応じて、そのセクションに精通している者が行っても構わないものとする。

エ プレゼンテーションに必要な機器等は提案者が用意する。

オ プレゼンテーションの実施順については、参加申出書の受付順とする。

9 スケジュール

概要	期日
プロポーザルの公表	令和2年6月5日（金）午前10時
参加申出書等及び質疑提出開始	令和2年6月5日（金）午前10時から
参加申出書等及び質疑提出期限	令和2年6月23日（火）午後5時まで
質疑回答期限	令和2年6月29日（月）午後5時まで
企画提案書等提出期限	令和2年7月10日（金）午後5時まで
1次審査結果通知	令和2年7月中旬
2次審査	令和2年7月22日（水）
選定結果通知	令和2年8月上旬

10 その他留意事項

(1) 本業務その他手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提案者は1つの提案のみを行うこと。

(3) 本プロポーザルを辞退する場合は、別記5「辞退届」を提出すること。

- (4) 企画提案書の作成及び提出に要する経費、プレゼンテーションに要する経費及びその他本業務の提案に要する経費については、提案事業者の負担とする。
- (5) 提出された書類等（以下「書類等」という。）は返却しない。
- (6) 書類等は提案事業者に無断で使用しない。但し、本業務の手続き及びこれに係る事務処理等の必要な範囲において、書類等の複製等を行う。
- (7) 書類等は上天草・宇城水道企業団情報公開条例（平成31年条例第8号）の規定に基づき、その内容の全部、または一部を公開する場合がある。
- (8) 提案事業者は実施要項等の内容や決定事項について、不明瞭、または錯誤等による異議申立てを行うことはできない。
- (9) 審査等に対して異議申立てはできないこととし、選考方法及び選考内容についての問い合わせにも応じないこととする。
- (10) スケジュールに変更がある場合には、その都度、提案事業者に通知する。
- (11) システム構築中に作成した報告書や作業の改定で得た情報は、一切の権利を含めて企業団に帰属するものとする。
- (12) 契約終了後、業務実績として企業団の名前を挙げることは差し支えないが、その業務内容は企業団の許可なく開示できないものとする。
- (13) 提案内容に基づき選考するが、本サービスの提供内容は本稼働までの協議によって変更を求められる場合がある。また、契約金額については、採用された事業者との協議を経て決定する。
- (14) 書類等の内容やシステム著作権、特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案事業者が負うものとする。
- (15) 提案内容及び提案システム等については、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）、上天草・宇城水道企業団水道用水供給事業会計規程（平成10年訓令第13号）、上天草・宇城水道企業団事務決裁管理規程（平成22年訓令第3号）等関係法令及び関係例規に基づくものとする。

1.1 事務局（問い合わせ先）

〒869-0445 熊本県宇土市浦田町97番地

上天草・宇城水道企業団 総務係

電話：0964-22-6733

FAX：0964-22-6734

Mail：soumu@kamiamama-ukisuido.jp

担当：尾崎